

返還する必要のない「奨学のための給付金」

～令和元年(2019年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 奨学金や就学支援金（授業料の補助）と一緒に利用することができます。

給付を受けられる方（次の条件に該当する方になります。）

- ◎ 令和元年(2019年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年（定時制・通信制を含む。中等教育学校後期課程は4回生から6回生、高等専門学校は1～3年）までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助」が措置されている世帯。

給付金額（生徒一人あたりの年額）

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	82,700円	36,500円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	36,500円

申請方法（対象となる生徒ごとに申請してください。）

- ◎ 北海道公立高校生等奨学給付金申請書を各学校へ提出してください。
- ◎ 昨年度給付された方についても再度申請が必要です。

支給方法

- ◎ 審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎ 支給は令和元年(2019年)12月末までを予定しています。

お知らせ

- ◎ 申請の際は、保護者等全員の「令和元年(2019年)度市町村民税増徴税（非課税）証明書」の提出が必要です。
→ 「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が「非課税」の場合、給付金の対象世帯となります。

【制度についてのお問い合わせ】

現在通われている高等学校等の事務室にお問い合わせいただくか、「北海道教育委員会のホームページ (<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/syougakukyuuufukin.htm>)」を御覧ください。

書類受付期間（期日厳守） 提出先：苫小牧工業高等専門学校 学生課学生係
令和元年7月24日（水）～ 9月24日（火） 17:00迄